

非常変災時における対応と登下校について

尼崎市立園田小学校

【尼崎市】に、「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」のいずれかが発令された場合の対応につきましては、次の通りとなります。

登校前は、テレビ・ラジオ等の気象情報をもとに、各家庭で判断してください。但し報道機関によっては、尼崎市が含まれていなくても「阪神」とまとめて発表される場合があります。必ず、サンテレビ、NHK、気象庁ホームページなど複数の媒体で**【尼崎市】が含まれているか**ご確認ください。

* 気象警報情報の把握には、ひょうご防災ネット <http://bosai.net/> への登録をおすすめします。

登校状況	時刻	気象状況	発令地域	対応
登校前	午前7時 現在	上記警報発令	尼崎市・尼崎市を含む地域	自宅待機 午前9時までの間はテレビ・ラジオ等の気象情報に注意してください。
その後 (自宅待機中)	午前9時までに状況に 変化あり	上記警報が午前9時（9時ちょうどを含む）までの間に 解除	解 除 （尼崎市・尼崎市を含む地域）	登校 解除された時点で安全に注意して登校させてください。 給食を実施できるため、登校後、通常通りの授業を行います。
	午前9時 現在	上記警報がそのまま 発令中	尼崎市・尼崎市を含む地域	臨時休校 午前9時以降に解除されてもそのまま全日臨時休校です。
登校後	在校中	上記警報発令	尼崎市・尼崎市を含む地域	一斉下校 状況によっては学校一時待機やお迎えの要請もありますが、その場合はメール配信等で連絡します。なお、児童ホームおよび子どもクラブは利用できません。 午前11時までに警報が発令された場合は、悪天候下での危険な下校を避けるため、原則として、給食を実施せず速やかに下校させます。
				* 帰宅しても家に入れない（カギを持ってない等）児童は、学校で一時待機させます。児童ホーム・子どもクラブの指導員は、学校と連携して児童の保護にあたります。

* 台風接近時にご家庭が不在となる場合、緊急時でも児童が安心して下校できるよう、知人、友人宅への避難を依頼しておくなどの準備をしておいてください。**警報発令が予想される場合は、あらかじめ家庭の方で昼食等の用意をお願いします。**

* 翌日『尼崎市』に上記の警報が発表される可能性が高い場合には、前日のうちに臨時休校とする場合があります（メール配信等で連絡）。

* 上記以外でも、学校付近で局地的な豪雨やその他の災害（ガス爆発、火災、雷等）が発生した場合は、緊急に臨時休校や通学路変更等の措置をとることもあります（メール配信等で連絡）。

* 自宅周辺で道路の冠水、用水路の増水等、児童の登下校に危険な緊急事態が発生した場合は、警報発令や学校からの連絡指示がなくても、ご家庭で判断して登校を見合わせてください。

電話での問い合わせは、緊急連絡等に支障をきたしますのでご遠慮ください。

■地震発生の場合

時	地震	学校の対応	備考
登校前	授業日の前日又は当日に震度 5 弱以上の地震が発生した場合	臨時休業	給食は中止
	尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった場合	避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった地域を校区に含む学校は臨時休業となります	給食は中止
登校後	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	・地震が発生した時点で、授業や部活動等を中断し、避難行動をとる。 ・被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、 <u>下校や引き渡し等</u> を行う。	給食は中止
	尼崎市地域防災計画に規定する避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」）の発令があった場合	被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、 <u>下校や引き渡し等</u> を行う。	給食は中止
登下校中	震度 5 弱以上の地震が発生した場合	・児童等は、最も安全と考える場所（学校、自宅、頑強な建物等）に避難する。 ・児童等の所在の確認（校内・通学路・避難場所など）をする。 ・被害状況を把握し、安全を確保した上で、児童を待機させ、 <u>下校や引き渡し等</u> を行う。	＜登校時に発生した場合＞ 給食は中止

■その他の災害発生の場合

時	地震	学校の対応	備考
登校前	・道路冠水、樹木の倒壊など、校区内において特殊事情が発生した場合 ・学校周辺で局地的な豪雨やその	臨時休業や通学路の変更等を行うことがある	臨時休業の場合、給食は中止
登校後	他災害（火災、ガス爆発、雷等）発生時	被害状況を把握し、下校や引き渡し等を行う	給食を中止する場合がある

（参考）児童ホーム及びこどもクラブの児童の対応（所管 こども青少年局児童課）

1 児童ホーム

- （1） 非常変災に伴い、小学校が臨時休業となった場合、休所とする。
- （2） 登校後、児童ホームの登所時間までに学校が下校の判断を決定した場合、休所とする。
- （3） 児童ホームの活動中に警報が発令された時は、原則として帰宅させる。
- （4） 地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引き渡す。

2 こどもクラブ

- （1） 非常変災に伴い、小学校が臨時休業となった場合、中止とする。
- （2） 開催中に非常変災等が発生した場合は、児童の安全を最優先させ、原則として帰宅させる。
- （3） 地震発生及び避難情報が発令された場合は、児童の安全確保を行い、原則として保護者へ引き渡す。